

ユニフォーム規程

制定	平成 5 年 4 月 24 日	施行	平成 7 年 4 月 1 日
改定	平成 30 年 12 月 1 日	施行	平成 31 年 4 月 1 日
改定	令和 4 年 1 月 1 日	施行	令和 4 年 1 月 1 日
改定	令和 4 年 5 月 10 日	施行	令和 5 年 5 月 11 日
改定	令和 6 年 3 月 17 日	施行	令和 6 年 4 月 1 日

【総則】

ユニフォームは所属する学校の象徴であり、着用する選手は学校の代表である。その誇りと自覚のもと、ジュニアゴルファーらしく、ゴルフをするのにふさわしい服装であること。

連盟主催競技および派遣競技において、大会期間中はユニフォーム規程に適応した用品を着用・使用するものとする。

【ユニフォームの定義】

この規則におけるユニフォームとは、シャツ・インナー・ズボン・帽子・防寒着を指し、学校単位で統一したものをいう。

【学校名の表記】

帽子およびシャツには学校名を表記すること。学校名の表記方法に関しては、大会申込時に登録した校名（漢字、ローマ字どちらでも良い）を生地に刺繍・プリントするか、ワッペンを使用する際には刺繍したものを縫い付けること。

表記場所は、帽子は前またはサイド部分、シャツは胸または袖口のどちらかとする。

【用品の細則】

(1) シャツ

- ・襟付き、袖有とする。
- ・着丈の短いシャツは避け、裾はズボン等の中に入れること。

(2) インナー

- ・半袖シャツの下に、スポーツ機能を備えたインナーの着用を認める。
- ・学校単位で色を揃えること。（チーム全員が着用する必要はない）

(3) ズボン

- ・ベルト通しやポケット部分を含め単色とする。
- ・女子はスカート及びハーフパンツの着用を認めるが、膝上丈 10 cm 以内とする。
- ・男子のハーフパンツの着用を認める。

(4) 帽子

- ・サンバイザーは不可とする。
- ・ワークキャップ・ダメージ素材は不可とする。

(5) 防寒着

- ・フード付きは不可とする。

【その他用品の細則】

- ・ベルトは、単色・無地とし、蛍光色は不可とする。また、ラインステッチの色違いは認めるが、それによる大きな図柄模様（文字）は不可とする。

- ・プレー中に限りサングラスの使用を認める。
- ・寒冷期でのニット帽・ネックウォーマーの使用を認める。

【用品ブランドおよび支援団体のロゴ表記】

- ・それぞれの用品ごとに、用品ブランド（市販品）のロゴマークは3か所まで、ゴルフ部や選手の活動を支援する団体等のロゴマークは1か所までとし、大きさは縦＋横15cmとする。
- ・帽子とキャディバッグの用品ブランド（市販品）のロゴマークは、大きさや数を規定しない。
- ・支援団体のロゴ表記は、シャツ・帽子・防寒着・キャディバッグのみ認める。

【装飾品】

- ・健康器具を含め装飾品の着用は不可とする。
- ・女子に限り、ユニフォームの一部としてのリボン・シュシュ（同一の物）の使用を認める。
- ・化粧品、及び医薬部外化粧品の使用は禁止する。
- ・日焼け止めクリーム・オイル・スプレー、無色のリップクリーム、治療目的で医師より指示されたもの（診断書の提出を求める場合あり）については、大会責任者の判断のもと使用を認める。

【補足事項】

※大会期間とは、開会式（公式練習日）から閉会式（表彰式）までの期間を指し、自宅から大会会場までの行き帰りを含む。

※学校（自宅）から大会（式典）会場までの行き帰りの服装については、特に指示がない場合は制服若しくはユニフォームとする。

※規程及び確認事項に抵触しそうなものは避け、シンプルなるものを心がけること。

※メーカーの廃盤、若しくは適応サイズがない場合は、同じようなデザイン・同様の色であれば可とする。

※ユニフォーム規程において、判断できないものは各地区連盟に連絡し指示を求めること。

※以上の規則違反については、大会責任者の指示に従うこと。従わない場合には、当該競技への出場を原則として認めない。

※大会開催コースのドレスコードは、本連盟のユニフォーム規程より優先する場合がある。

※支援団体のロゴ表記は、一部の大会（派遣競技含む）において主催者が制限・禁止する場合がある。

※高体連に加盟している県では、支援団体のロゴ表記は認められていないので留意すること。

※本規程は理事会にて改定する。